

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

本プロポーザルは、令和5年度以降の契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年11月4日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区被保護者居宅生活安定化支援事業委託

#### (2) 業務内容

地域生活において日常的な生活課題を抱える精神障害のある被保護者（精神障害の疑いがある者を含む。）を対象に、自ら安定した居宅生活の維持及び向上を目標とした取組みが行えるよう、次に掲げる支援を実施する。

- ① 日常生活上の相談、助言及び支援
- ② 通院、施設通所等の支援
- ③ 服薬に係る助言及び支援
- ④ 居住に係る相談及び支援
- ⑤ その他、居宅生活の維持及び向上に必要な支援

※詳細は、募集説明書を参照のこと。

#### (3) 履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（予定）

※契約は単年度ごととし、各年度の本事業にかかる予算配当があること及び履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

#### (4) 募集の単位（契約の単位）

本事業の委託契約は、業務における支援対象者を管轄する世田谷区内5箇所の総合支所生活支援課を次の3つのグループ単位に分けて契約する予定であり、下記①から③の単位で契約の受託者を募集する。なお、同じ事業者が下記契約単位の複数又はすべてに応募することも可能とする。

- ① 世田谷総合支所生活支援課及び北沢総合支所生活支援課
- ② 玉川総合支所生活支援課
- ③ 砧総合支所生活支援課及び烏山総合支所生活支援課

### 2 参加資格

世田谷区被保護者居宅生活安定化支援事業の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同

- 令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
  - (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
  - (4) 令和2年度以降、都内又近隣区市において、精神障害のある被保護者(精神障害の疑いがある者を含む。)を対象にサービス提供に関する事業を実施していること、または実施した実績があること。
  - (5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者を支援員として配置することができること。

### 3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

選定にあたっては、次に掲げる内容を評価する。

- (1) 提案書の形式等について
  - ① 提案書類の形式、部数等注意事項等の遵守
  - ② 見積金額の妥当性
- (2) 提案書の内容について
  - ① 事業趣旨の理解
  - ② 実施計画の内容
  - ③ 実施体制
  - ④ 精神障害者に対する支援に関する事業の実績
  - ⑤ 独自提案・アピール性
- (3) 財務関係について
  - ① 財務健全性
  - ② 安定性
  - ③ 効率性
- (4) プレゼンテーション・ヒアリングの内容について
  - ① 事業執行力
  - ② 課題解決力
  - ③ 実績の信頼性
  - ④ 将来性
  - ⑤ 総合評価

## 5 審査

提案書の形式等審査を通過した事業者のうち、1(4)募集の単位（契約の単位）ごとに、提案書及び財務書類に基づいた採点の合計得点が高い、上位3事業者が2次審査に進む。ただし、財務審査の結果、本事業を受託するに足る経営基盤を備えていないと判断された場合は、2次審査に進むことはできない。本事業の選定は選定委員会により行うこととし、提案書、財務審査及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づいた採点の合計得点の最も高い提案書を特定する。

### (1) 1次審査

書類審査及び財務審査

### (2) 2次審査

プレゼンテーション・ヒアリング審査

※選定結果は、文書で通知する。

※提出書類の内容等について、必要に応じて説明を求める場合がある。

## 6 手続き等

### (1) 担当部課

世田谷区保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎1階 5番窓口（令和4年12月2日まで）

世田谷区役所第1庁舎2階24番窓口（令和4年12月5日から）

電話：03-5432-2932 FAX 03-5432-3020

E-mail：SEA02412@mb.city.setagaya.tokyo.jp

### (2) 説明書の交付期間、配布場所及び方法

期間：令和4年11月4日（金）～11月21日（月）【正午まで】

場所：上記（1）に同じ

方法：希望者に無償配布する（世田谷区のホームページからダウンロード可）。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/005/001/d00201015.html>

### (3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

期間：令和4年11月4日（金）～11月21日（月）【午後5時必着】

場所：上記（1）に同じ

方法：持参に限る

### (4) 財務関係書類の提出期間、場所及び方法

期間：令和4年11月29日（火）～12月8日（木）【午後5時必着】

場所：上記（1）に同じ

方法：持参に限る

### (5) 提案書の提出期間、場所及び方法

期間：令和4年11月29日（火）～12月23日（金）【午後5時必着】

場 所：上記（１）に同じ

方 法：持参に限る

## 7 その他

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）契約保証金 免除
- （３）契約書作成の要否 要
- （４）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （５）関連情報を入手するための照会窓口 上記6（１）に同じ
- （６）世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （７）提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- （８）提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- （９）本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されないものとする。
- （１０）提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とし、契約に向けての業務内容、契約条件、前事業者との引継ぎ等の協議を行う。
- （１１）詳細は、募集説明書による。